

(様式3)

不利益処分の処分基準 総括表

課等名 水産海浜課

No.	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
01	小田原漁港交流促進施設条例	14	施設の使用許可の取消し等	○
02	(同上)	18	小田原漁港交流促進施設の入館制限	○

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 01
不利益処分の内容		施設の使用許可の取消し等	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例（以下「条例」という。） 第14条	
処 分 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項又は第9条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。 (1) 偽りその他の不正な手段により条例第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。 (2) 条例第8条第3項（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。 (3) その使用が条例第8条第4項各号（条例第9条第2項において準用する場合も含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) (1)から(3)までのいずれかに該当する場合のほか、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、交流促進施設の管理上支障があると認められるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 <u>水産海浜課</u>	No. 02
不利益処分の内容		小田原漁港交流促進施設の入館制限	
根拠法令及び条項		小田原漁港交流促進施設条例第18条	
処 分 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、交流促進施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者 (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者 (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、交流促進施設の管理上支障があると認められる者	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--